

平成30年4月組織・機構再編について

総務部 総務課

1 見直しの視点及び概要

平成30年度からスタートする第8次氷見市総合計画後期基本計画にあわせて、本計画を着実に実行できる体制とするため、次のとおり組織・機構の見直しを行う。

(1) 部の再編

本市にとって喫緊の課題である人口減少や、少子高齢化への対応を図るため、以下のとおり産業振興部の創設などの部の再編を行う。

① 企画政策部の設置

市長政策・都市経営戦略部内の組織の見直し等により、商工・定住課を廃止し、商工振興担当は商工企業誘致担当に名称変更し産業振興部（商工観光課）へ、定住促進担当は地域振興課へ移管し、「企画秘書課」、「広報情報課」、「地域振興課」、「新文化施設建設室」、「地域防災課」からなる企画政策部を設置する。

また、新たな文化施設の整備に関する事務を行う「新文化施設建設室」の設置に併せ、教育部門との連携強化のため、芸術文化振興室の芸術文化活動（ソフト部門）に関する事務並びにスポーツ振興室を教育委員会事務局へ移管する。

なお、部の再編に伴い、機構順の変更（別紙「新旧対照表」を参照のこと。）を行う。

② まちづくり推進部の廃止

まちづくり推進部を廃止し、所掌事務を企画政策部、産業振興部、建設部へ移管する。

観光交流・女性応援課の観光地域づくり担当を観光戦略担当に統合し、産業振興部（商工観光課）へ、男女参画・縁結び担当は、男女参画に関する事務を企画政策部（企画秘書課）へ、縁結びに関する事務を企画政策部（地域振興課）へ移管する。

都市計画課の都市計画担当及び景観形成担当を都市政策担当に統合し、建設部（都市計画課）へ、公共交通担当は、企画政策部（地域振興課）へ移管する。

海浜植物園・花みどり推進室は、花みどり推進室に名称変更し、建設部へ移管する。

漁業文化推進室は廃止し、所掌事務を産業振興部（商工観光課）へ移管する。

③ 産業振興部の創設

雇用創出のため、産業振興を担う「商工観光課」、「農林畜産課」、「水産振興課」からなる産業振興部を設置する。

④ 建設部の設置

建設農林水産部を分割し、「農林畜産課」、「水産振興課」を産業振興部へ移管し、「ふるさと整備課」、「道路課」、「都市計画課」、「花みどり推進室」、「上下水道課」からなる「建設部」を設置する。

(2) 課（室）・班等の再編

子どもを安心して生み育てることができるよう支援体制を強化するために「子育て世代包括支援センター」を新たに設置するほか、組織力の強化のため、以下の再編を行う。

① 企画秘書課の設置

企画政策課を分割し、秘書担当及び政策推進担当からなる「企画秘書課」を設置する。

なお、地域協働推進班から公民連携に関する事務を、観光交流・女性応援課から男女参画に関する事務を移管する。

② 広報情報課の創設

ICT（情報通信技術）活用による業務の効率化や、マイナンバーの本格実施に伴う活用の推進及びセキュリティ対策の強化のため、「情報化推進担当」を新たに設置し、企画政策課の広報広聴担当を分割して設置した広報担当とあわせて、「広報情報課」を創設する。

③ 地域振興課の設置（班から課への昇格）

地域協働推進班を「地域振興課」とし、地域との結びつきが強い地域協働担当、定住促進担当及び都市計画課から移管した公共交通担当を設置し、地域の課題解決のための機能を集約する。なお、企画政策課の広報広聴担当の広聴に関する事務は地域協働担当が、観光交流・女性応援課の男女参画・縁結び担当のうち縁結びに関する事務は定住促進担当が行う。加えて、定住促進担当に空き家対策関連業務を一元化する。

④ スポーツ振興課の設置（室から課への昇格）

教育委員会事務局への移管に伴い、機能強化の観点からスポーツ振興室を「スポーツ振興課」とする。

⑤ 地域防災課の設置（室から課への昇格）

地域防災室を「地域防災課」とし、防災・危機管理部門の強化を図る。

⑥ 子育て世代包括支援センターの創設

子育てについて不安の大きい妊娠期から就学前までの期間を切れ目なくしっかりと支え、安心して子どもを生み育てることができるよう継続的に悩みを相談し、支援を受けることができる「子育て世代包括支援センター」を新たに設置する。

⑦ 商工観光課の創設

本市の強みである食を担当する「食文化推進担当」を新設するとともに、商工企業誘致担当及び観光戦略担当とあわせて「商工観光課」を創設する。

⑧ ふるさと整備課の設置（班から課への昇格）

建設課の能越道等事業調整・用地担当をふるさと整備課に移管し、事業調整用地担当とし、治水治山担当、農林業基盤整備担当からなる「ふるさと整備課」を設置し、地区要望等に対応するための機能強化を図る。

なお、道の管理担当を道路維持担当として道路課に移管する。

⑨ 道路課の設置

ふるさと整備課との再編により、道路整備の集約を行い、企画管理担当、道路整備担当、道路維持担当からなる「道路課」を設置する。

⑩ 都市計画課の再編

まちづくり推進部から建設部へ移管し、都市政策担当、新設の公園管理担当、建設課から移管した建築住宅担当（うち、空き家対策に関する事務は地域振興課へ移管する。）からなる都市計画課を設置する。

なお、公園管理担当は、都市公園に加え、水産振興課が所管する比美乃江公園及び同公園に隣接し企画政策課が所管する道の駅氷見並びに子育て支援課が所管する児童遊園を併せて所管し、公園の一元管理を進める。

(3) その他

公共施設の再編に向けた公共施設管理業務の集約化など、より市民に分かりやすく、効率的で、実行力のある組織とするため以下の見直しを行う。

① 所掌事務の移管

- ・ 都市計画課の所管する公共施設の再編に関する事務及び総務課所管の指定管理者に関する事務を財務課へ移管し、公共施設の一元管理を行う。
- ・ 総務課及び財務課の所管するマイナンバーに関する事務や、財務課が所管する情報通信技術に関する事務を広報情報課へ移管し、情報通信の一元管理を行う。
- ・ 財務課の所管する市民議会に関する事務を広報情報課へ移管し、市政への市民参画を推進する。
- ・ 教育総務課の生涯学習・文化財担当のうち、文化財に関する事務を集約するため、博物館に移管する。

② 担当の分割

農林畜産課の農業畜産・いのしし等対策担当を農業振興担当及びいのしし等対策担当に分割し、機動力の強化を図る。

③ 名称変更（別紙「新旧対照表」を参照のこと。）

名称中の「・」を削除したほか、分かりやすい名称に変更する。

2 改正後の部課等の数

(1) 市長部局（増減：課+3、室△3、班△2、担当+2）

（現行）5部17課6室4班47担当 ⇒（改正案）5部20課3室2班49担当

(2) 教育委員会事務局（増減：課+1）

（現行）2課4担当 ⇒（改正案）3課4担当